



3. 誘導施設について

【誘導施設の設定の考え方】

誘導施設の設定においては、「立地適正化計画の手引き」(国土交通省)に示される誘導施設のイメージのように、「集約拠点(都市機能誘導区域)に集積していることが望ましい施設(=集約すべき施設)」を設定する。

一方で、「都市構造の評価に関するハンドブック」(国土交通省)における「生活サービス施設※」のように、必ずしも集約拠点に集約するのではなく、拠点内も含め、日常生活を支える上で「地域に分散していた方が利用しやすい施設(=分散が望ましい施設)」もある。

以上の考え方から、集約すべき誘導施設と、分散が望ましい施設の例を下表に提示する。これらを踏まえ、本市における誘導施設の設定を検討する。

また、都市機能誘導区域内に既に立地している施設も、維持・充実を図るため、誘導施設として設定する。

機能	集約すべき施設(誘導施設)(例)	分散が望ましい施設(例)
行政機能	本庁舎	—
介護福祉機能	総合福祉センター	通所系施設(デイサービス等)
	—	訪問系施設
	—	小規模多機能施設
子育て機能	子育て総合支援センター	保育園
	—	幼稚園
	—	認定こども園
商業機能	相当規模の商業集積	スーパー・マーケット
	—	コンビニエンスストア
	—	ドラッグストア
	—	専門店・小売店・飲食店等
医療機能	病院	病院(内科又は外科)・診療所
金融機能	銀行・信用金庫	郵便局
教育・文化機能	文化ホール・中央図書館	学校(小・中・高)
	生涯学習センター・市民活動センター	—

※「生活サービス施設」には、以下が挙げられている。

医療施設…病院(内科又は外科)及び診療所 福祉施設…通所系施設、訪問系施設、小規模多機能施設

商業施設…専門スーパー、総合スーパー、百貨店

【誘導施設の設定内容】

誘導施設について、上記の考え方と、現在の施設立地状況を踏まえて以下のとおり設定した。なお、新駅周辺の誘導施設は、用途地域の都市計画手続き以降に設定する。

機能	集約すべき施設(誘導施設)	安中 (都市拠点)	松井田 (地域拠点)	原市 (生活拠点)	安中榛名 (生活拠点)
行政機能	市役所・支所	○	○		
介護福祉機能	地域福祉支援センター 地域包括支援センター	○	○		
子育て機能	こども家庭センター	○			
商業機能	大規模小売店(1,000 m ² 超を目安)	○	○	○	○
医療機能	病院	○	○	○	
金融機能	銀行・信用金庫	○	○	○	
教育・文化機能	文化センター(図書館)、博物館・美術館・地域交流センター 等	○			